

平成25年度における部の構成，裁判官の配置，裁判事務の
分配，裁判官に差し支えのあるときの代理順序，開廷日割，使
用法廷，司法行政事務の代理順序及び各種委員，係裁判官

平成25年 1月 1日施行

平成25年 3月20日施行

平成25年 3月25日施行

平成25年 3月30日施行

平成25年 4月 1日施行

第1 部の構成, 裁判官の配置

1 本 庁

民事第 1 部	裁判長	判 事	加 藤 幸 雄
		判 事	加 島 滋 人
		判 事	達 野 ゆ き
		判 事	舟 橋 伸 行
民事第 2 部	裁判長	判 事	林 道 春
		判 事	内 堀 宏 達
		判 事	下 田 敦 史
		判 事	濱 優 子
民事第 3 部	裁判長	判 事	長 門 栄 吉
		判 事	内 田 計 一
		判 事	山 崎 秀 尚
		判 事	片 山 博 仁
民事第 4 部	裁判長	判 事	渡 辺 修 明
		判 事	坪 井 宣 幸
		判 事	榑 原 信 次
		判 事	金 谷 和 彦
刑事第 1 部	裁判長	判 事	石 山 容 示
		判 事	河 原 俊 也
		判 事	伊 藤 寛 樹
		判事補	小 坂 茂 之
(代行)			
刑事第 2 部	裁判長	判 事	柴 田 秀 樹
		判 事	山 田 耕 司
		判 事	新 井 紅亜礼
		判 事	石 井 寛
特 別 部	裁判長	長 官	山 崎 敏 充

判 事	渡 辺 修 明
判 事	長 門 栄 吉
判 事	柴 田 秀 樹
判 事	石 山 容 示
判 事	内 田 計 一
判 事	河 原 俊 也
判 事	村 田 斉 志

2 金沢支部

第1部（民事）	裁判長	判 事	市 川 正 巳
		判 事	藤 井 聖 悟
		判 事	寺 本 明 広
		判 事	寺 尾 亮
		判 事	小 川 紀代子
第2部（刑事）	裁判長	判 事	彦 坂 孝 孔
		判 事	藤 井 聖 悟
		判 事	寺 本 明 広
		判 事	寺 尾 亮
		判 事	小 川 紀代子

第2 裁判事務の分配

1 本庁と金沢支部

- (1) 本庁は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、金沢支部が取り扱う事件を除くその余の事件を取り扱う。
- (2) 金沢支部は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、福井、金沢及び富山の地方裁判所及び家庭裁判所の管轄区域に属する事件（裁判所法16条3号、4号の事件、裁判官分限法3条1項の事件及び差し戻された事件を除く。）を取り扱う。

2 本 庁

- (1) 民事及び行政に関する事件の分配

ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

イ 控訴事件は、

(ア) 一般民事控訴事件

(イ) 労働関係民事控訴事件

(ウ) 行政控訴事件

の各種別につき、記録丁数1,000丁未満のもの、1,000丁以上3,000丁未満のもの及び3,000丁以上のものに区分し、種別、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(ア) 選挙に関する訴訟事件

(イ) その他の行政訴訟事件

(ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。以下同じ。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 民事及び行政に関する事件のうち、上告事件、控訴事件及び抗告事件は、前記の定めに従い、裁判官が4人配置されている部に6、裁判官が3人配置されている部に5の割合で分配する。

カ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一

審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、以上の定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

キ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

ク 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ケ 差戻事件は、記録丁数1,000丁未満のものと1,000丁以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

コ 民事の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の部に分配する。

サ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の部に分配する。

シ その他の雑事件は、これに関連する本案事件の係属する部又は終局した部に分配し、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(2) 刑事に関する事件（心神喪失者等医療観察及び少年保護に関する事件を含む。以下同じ。）の分配

ア 控訴事件は、別に定めるものを除き、記録丁数2,000丁未満のもの、2,000丁以上5,000丁未満のもの、5,000丁以上10,000丁未満のもの及び10,000丁以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言

い渡した事件に対する控訴事件は、前記差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

イ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、記録丁数2,000丁未満のもの、2,000丁以上5,000丁未満のもの、5,000丁以上10,000丁未満のもの及び10,000丁以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、前記差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

ウ 刑事訴訟法419条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

エ 犯罪被害者保護法に関する抗告事件（民事訴訟手続に移行後の同手続に関するものを除く。）は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

オ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律64条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

カ 少年法32条の抗告事件及び抗告受理申立事件は、その種別ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、同一少年に係る抗告事件と抗告受理申立て事件が係属した場合には、先に受理した事件の分配を受けた部に後に係属することとなった事件を分配する。

キ 刑事訴訟法428条2項の異議申立事件は、原裁判をした部以外の部に分配する。

なお、後記4(1)の定めにより、金沢支部から回付された事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

ク 再審事件は、原裁判をした部に分配する。

ケ 差戻事件は、原裁判をした部以外の部に分配する。

コ 刑事の裁判官又は書記官に関する忌避及び回避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部以外の部に分配する。

サ 刑事に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事

件の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配し、同異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部以外の部に分配する。

シ その他の事件は、本案事件に関連するものは、本案事件の係属する部又は終局した部に分配し、関連しないものは、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

- (3) 裁判所法 16 条 4 号の事件及び裁判官分限法 3 条 1 項の事件は、特別部において取り扱う。
- (4) 事件の分配を受けるべき部の裁判官に除斥原因（民事訴訟法 325 条 4 項に該当する場合を含む。以下同じ。）があり、合議体を構成することができないときは、その事件をその妨げのない次順位の部に分配する。この場合においては、後者が直近に受けるべき同一の種別、区分に属する事件を前者に分配する。
- (5) 事件が部に分配された後に、当該部の裁判官に除斥原因が生じ又は発見されたため合議体を構成することができなくなり、当該部においてその事件を処理するのを相当でないと認めるときは、民事又は刑事各部間の協議により、その事件を他の部に分配替えをすることができる。この場合においては、(4)の後段を準用する。
- (6) 部を異にして分配された数個の事件が相互に関連し、併せて審理するのを相当とするときは、関係部間の協議により、その事件を一の部に分配替えすることができる。この場合においては、(4)の後段を準用する。
- (7) 各部の前年度未済事件は、当該部において引き続きこれを取り扱う。
新受事件は、前年度に引き続き分配し、年度更新をしない。

3 金沢支部

- (1) 民事及び行政に関する事件は、第 1 部に分配する。
- (2) 家事事件手続法 274 条 3 項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件については、第 1 部の一人の裁判官を同条 4 項の裁判官とする。

- (3) 刑事に関する事件（心神喪失者等医療観察及び少年保護に関する事件を含む。）は、第2部に分配する。
- (4) 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件は、民事及び行政に関する事件について生じたものは第1部に、刑事に関する事件について生じたものは第2部に分配する。
- (5) 高等裁判所の決定に対する異議申立事件は、当該決定をした部を除く他の部に分配する。
- (6) 除斥、忌避及び回避の申立事件は、次のとおり分配する。

第1部の裁判官又は書記官に関するものは第2部

第2部の裁判官又は書記官に関するものは第1部

4 その他

- (1) 金沢支部において事件の分配を受けた部が合議体を構成することができないときは、裁判官会議の議により、その事件を本庁に回付することができる。
- (2) 1から3までの定めにより、本庁と支部の各部に分配された事件をその部において取り扱うことが相当でないと認めるときは、常置委員会の議により、その事件を回付し、又は他の部に分配替えをすることができる。本庁各部相互間において事件の分配替えをした場合には、2の(4)の後段を準用する。

第3 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

1 本 庁

- (1) 裁判長に差し支えのあるときは、その部の他の裁判官が、第1の1に掲げた順序により代理する。
- (2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官（裁判長を除く。）のうち、長官が指名する裁判官が代理する。
- (3) 一の部に属する裁判官全員に差し支えのあるときの代理順序は、次のとおりとする。

ア 民事及び行政に関する事件については、民事第1部と民事第2部、民事第3部と民事第4部の間において、相互に代理する。ただし、急速を要す

る事件で代理すべき部にも差し支えのあるときは、長官の指定する他の部において代理する。

イ 刑事に関する事件については、刑事第1部と刑事第2部の間において相互に代理する。ただし、急速を要する事件で代理すべき部にも差し支えのあるときは、長官の指定する他の部において代理する。

2 金沢支部

- (1) 裁判長に差し支えのあるときは、その部に属する他の裁判官又は他の部の裁判長のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。
- (2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。

第4 開廷日割，使用法廷

1 本 庁

- (1) 民事及び刑事各部の開廷日割，使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割 (曜 日)	法 廷
民 事 第 1 部	月，火，木 水，金	1001号 1006号
民 事 第 2 部	月，水，金 火，木	1001号 1006号
民 事 第 3 部	月，水，金 火，木	1003号 1005号
民 事 第 4 部	月，火，木 水，金	1003号 1005号
刑 事 第 1 部	月，水，金（第1，3，5） 金（第2，4）	1002号 1004号
刑 事 第 2 部	火，木，金（第2，4） 金（第1，3，5）	1002号 1004号

- (2) 特別部は、随時適宜の法廷において開廷する。

2 金沢支部

各部の開廷日割，使用法廷は，次のとおりとする。ただし，各部は，必要に応じ，随時適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割 (曜 日)	法 廷
第1部（民事）	月，水，金（午後） 月，火 水，木，金	201号法廷 304号法廷
第2部（刑事）	火，木，金（午前）	201号法廷

第5 司法行政事務の代理順序

1 長官に差し支えのあるとき

1 判 事 渡 辺 修 明

2 判 事 柴 田 秀 樹

2 金沢支部長に差し支えのあるとき

1 判 事 彦 坂 孝 孔

2 判 事 藤 井 聖 悟

3 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは，その部の裁判官が，第1に掲げた順序により代理する。

第6 各種委員，係裁判官

1 常置委員

規程2条1項1，2号の委員

委員長 長 官 山 崎 敏 充

判 事 渡 辺 修 明

判 事 長 門 栄 吉

判 事 柴 田 秀 樹

判 事 林 道 春

判 事 加 藤 幸 雄

判 事 石 山 容 示

規程2条1項3号の委員

判 事 河 原 俊 也

判 事 下 田 敦 史

規程2条1項4号の委員

支部長 市 川 正 巳

2 判例委員会

委員長 長 官 山 崎 敏 充

委 員 判 事 渡 辺 修 明

同 判 事 長 門 栄 吉

同 判 事 柴 田 秀 樹

同 判 事 林 道 春

同 判 事 加 藤 幸 雄

同 判 事 石 山 容 示

同 判 事 市 川 正 巳 (金沢支部)

同 判 事 坪 井 宣 幸

幹 事 判 事 村 田 斉 志 (事務局長)

同 判 事 山 田 耕 司

同 判 事 濱 優 子

3 広報委員会

委員長 判 事 村 田 斉 志 (事務局長)

委 員 判 事 榊 原 信 次

同 判 事 藤 井 聖 悟 (金沢支部)

同 判 事 伊 藤 寛 樹

4 資料事務指導係裁判官

判 事 村 田 斉 志 (事務局長)

判 事 片 山 博 仁

判事補 小 坂 茂 之

5 研修指導係裁判官

判 事 加 島 滋 人